

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第2回津市森林整備協議会
2 開催日時	令和7年10月28日(火) 午前11時から午後0時10分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	<p>・津市森林整備協議会委員</p> <p>会長 沼本晋也 副会長 赤野充典 委員 青木健治、朝倉嗣雄、倉田麻里、田川修、 並木勝義、生川晴美、原素之、福島重幸</p> <p>・事務局</p> <p>農林水産部長 玉木幸樹 農林水産部次長 稲垣正司 林業振興担当参事兼室長 藤田昌也 林業振興担当主幹 東山準也、松永邦彦 林業振興担当主事 芝山大史</p>
5 内容	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議決事項 会長及び副会長の選任について</p> <p>3 説明事項 (1) 津市森林整備協議会について (2) 津市森林整備計画の更新について (3) 津市の林業施策について</p> <p>4 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1名
8 担当	<p>農林水産部林業振興室林業振興担当</p> <p>電話番号 059-262-7025</p> <p>E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp</p>

議事の内容 次のとおり

事務局 藤田

それでは、これより第2回津市森林整備協議会に移りたいと思います。また、委員の皆様方におかれましては、任期の2年間、大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。ここで事務局側の紹介をさせていただきます。

事務局各職員挨拶。

事務局 藤田

この他に、会計年度職員として、林業振興室に堀部と岡野、宮崎がおります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは協議事項に入らせていただく前に、本日の出席者数をご報告いたします。本日の出席者数は、総員数12名中、10名でございます。半数以上のご出席をいただきましたので、津市森林整備協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことをご報告申し上げます。なお、本協議会は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき、津市のホームページ等において公開いたしますので、予めご了承願います。

続きまして会議資料の確認をお願いいたします。資料2「津市森林整備協議会条例」、資料3-1「森林計画制度の体系図」、資料3-2「津市森林整備計画の更新スケジュール」、資料4-1「令和7年度事業取組状況」、資料4-2「森林経営管理事業の取組状況」以上でございます。資料の不足等がありましたらお渡ししますので、申し出てください。

それでは事項書の1、議決事項の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。お手元に配布しました資料に本協議会の条例がございます。この協議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。と規定されております。会長・副会長の選出につきましてどのようにさせていただければよろしいですか。

青木委員

事務局に一任でお願いします。

事務局 藤田

青木委員より一任の意見が出ましたが、委員の皆様のご異議がないようでしたら、事務局より会長及び副会長を推薦させていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員一同

異議なし。

事務局 藤田

異議なしの発言をいただきましたので、事務局より推薦をさせていただきます。会長に三重大学で、大学院生物資源学研究科および平倉演習林の次長を務められている准教授の沼本晋也様、副会長に中勢森林組合で副参事（兼）総務課課長を務められている赤野充典様をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

事務局 藤田

異議なしの発言をいただきましたので、会長を沼本晋也様、副会長を赤野充典様をお願いしたいと思います。皆様の拍手で承認いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。それでは、会長、副会長は所定の席へ申し上げます。協議会条例第6条の規定により、会長が議長となりますので、沼本会長よろしく申し上げます。

沼本会長

三重大学の演習林で教員をしております沼本です。前期に引き続きよろしく申し上げます。今年から三重大学のカリキュラムが変わり、農業分野の学生も林業に携わる機会が増えましたので、林業に興味を持ってもらえると嬉しいです。それでは2の説明事項に入ります。(1)津市森林整備協議会について事務局より説明をお願いします。

事務局 東山

津市森林整備協議会の条例について、資料2により説明。

津市森林整備協議会条例の第1条で林業の振興に資するとともに、森林の有する公益的機能を効果的に発揮させるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、当協議会が設置されていることや、第2条で市長の諮問に応じ、林業振興に係る事業の円滑な推進に関する事、森林整備計画の策定に関する事やその他林業振興及び森林保全事業に関する事を審議することを説明。

沼本会長

事務局より説明のありました津市森林整備協議会について、委員の皆様のご意見、ご質問はございませんか。無いようですので、事務局より説明のありました、(1)の津市森林整備協議会については、終了させていただきます。次に、(2)津市森林整備計画の更新について事務局より説明をお願いします。

事務局 松永

津市森林整備計画の更新について、資料3-1及び資料3-2により説明。

国が策定する全国森林計画に即して都道府県が地域森林計画を策定し、その地域森林計画に適合する形で、森林法第10条の5に基づき、市町村が森林整備計画を策定する体系となっている。この市町村森林整備計画は5年毎に更新する10年を一期とする計画で、津市森林整備計画は令和8年4月が更新時期となっており、更新までのスケジュールについて説明。

沼本会長

事務局より説明のありました、津市森林整備計画の更新について、委員の皆様のご意見、ご質問はございませんか。

原委員

2点質問があります。1つ目が、20日程度で素案を読んで、書面で返答するというのでしょうか。2つ目は、県知事や森林管理署から協議が終わり、確定した計画書は委員に見せてもらえるまたは公開するものだったと思うのですが、計画書は委員に送付してもらえるのでしょうか。

事務局 藤田

2点とも、おっしゃる通りです。

沼本会長

デジタルでも対応しますか。

事務局 藤田

ホームページにPDFで掲載予定です。現在のものは、津市の森林整備計画で検索すると出てきます。

沼本会長

スケジュールが非常にタイトですね。

事務局 藤田

おっしゃる通りです。三重県の更新の時期と津市の更新の時期が同じで、三重県でも同じように協議会で意見を聞くのが12月ということで素案を作っている最中とは聞いていますが、情報がまだ来ていません。今後、情報交換しながら準備は進めてまいります。

福島委員

北伊勢地域となっていますが、三重県ではどのような地域分けになっているのでしょうか。

事務局 藤田

北伊勢地域のほかに3ヵ所あり、4ヵ所に分かれていたと記憶しています。

朝倉委員

四日市・津が北伊勢地域、松阪・伊勢志摩が南伊勢地域、伊賀が伊賀地域、尾鷲・熊野が尾鷲熊野地域に分けられます。森林法で定められているもので、計画の時期が地域によって異なります。

沼本会長

それでは2の(2)については終了したいと思います。続きまして、2の(3)津市の林業施策についてご説明よろしく申し上げます。

事務局 東山

事業の取組状況について、資料4-1課題解決に向けた取組①～④により説明。「森林の保全」、「林業生産基盤の整備」、「自力で行う森林整備への支援」や「みえ森と緑の県民税市町交付金事業」について各事業の内容、予算額や取組状況について説明。

事務局 松永

事業の取組状況について、資料4-1課題解決に向けた取組⑤により説明。令和元年度より譲与を受けている森林環境譲与税を活用し、未整備森林の解消を目指し、健全な森林づくりを図ることを目的として事業を行っていることを説明。また、森林経営管理事業の意向調査の進捗、森林現況調査・境界明確化・森林整備の実施状況についても説明。

原委員

広葉樹植栽奨励事業について、他の事業に比べて予算が非常に少ないですが、リクエストが少ないからでしょうか。

事務局 藤田

この事業は、里山や里山に近い場所で広葉樹を植える際に出す補助金です。事前に広葉樹を植えたい団体さんに聴取をして、予算化をしており原委員のおっしゃる通り要望が少ないからです。

原委員

もし、環境保全団体等がこのような要望があれば汲み取って頂けるのでしょうか。

事務局 藤田

その場合は事業の内容と精査して、回答は致します。

青木委員

里山付近だけではなく、山奥のほうでも広葉樹を植える考え方も1つだと思います。今後課題はあると思いますが、もっと広葉樹を植えるような政策をとって頂きたいと思いません。

事務局 藤田

奥山で広葉樹を植栽する場合、5ha未満であれば小規模森林整備促進事業を活用できません。

並木委員

1つ意見としまして、最近では里山で材の利用がされなくなってしまい木が太くなって荒れていることが多いです。グリーンロードでは、葉っぱで標識が見えなくなるように、生活に支障が出てきている状態になってきています。処理するのにもお金がかかって自治会など地元にも負担がかかり、万が一、木が落ちてきて災害になるような可能性も十分ありえるので、整備の面も計画に入れるなどお考え頂けたらと思います。

沼本会長

ありがとうございます。その他ご意見、ご質問ありますでしょうか。

生川委員

例えば、エリアの持ち主さんが分からない場合、津市に連絡して森林所有者さんに木を切ってくださいと連絡することはありうるのでしょうか。

事務局 藤田

道路であれば道路管理者に言っていただく話になると思います。山のことであれば、森林所有者さんにこちらから連絡することはありません。

沼本会長

防災分野にも関わりがありまして、道路に関しては道路管理者へ連絡するのがシンプルな答えかと思います。ただ地域によって特性がありますが、山の道は特にややこしく、誰がどの区間の責任を負うのかという問題もあるように思います。

生川委員

森林所有者さんが小規模森林整備促進事業を活用して、大きくなってしまった木を切る

お金をもらうことは出来るのでしょうか。

事務局 藤田

小規模森林整備促進事業の伐採に関しましては、杉・桧に限られます。

原委員

資料4-2について、1つは回答なしについてはハガキによる再通知とあるんですが、いつまでやっていく方針でしょうか。2つ目は、令和5年度の経営管理意向調査には河芸地域・安濃地域が入ってますが、森林現況調査や境界明確化にはその地域が入っていませんが、今後やっていく方針ということでしょうか。

事務局 松永

1つ目について、意向調査及びハガキによる再通知は、令和7年度を一区切りにします。今後は、特に境界明確化をしている地域を絞って、ハガキを再通知したいと考えています。

2つ目については、おっしゃる通りそれらの地域でも今後森林現況調査や境界明確化を進めていく計画です。

倉田委員

間伐の再委託と津市が直接森林整備をすることの違いを教えてください。

事務局 松永

例えば、森林所有者さんがご自身で管理してきた森林で、木を搬出した場合、利益になるのであれば、業者から頂いた提案を受けて、再委託することがあります。意向調査の3割の方は自身で管理していくという回答を受けております。津市に委託を希望される方は自身で管理できない方がほとんどですので、そのような方の森林は集積計画を結んで津市が間伐による森林整備を進めていきます。

倉田委員

津市の森林整備は委託だと思うのですが、再委託の場合は入札業者が津市にお金を支払うのですか。

事務局 松永

利益が出ると判断した森林では委託料は払わず、再委託します。利益が出た場合は、業者から森林所有者へ利益分を支払うこととなります。

赤野副会長

補足ですが、お金になるのに津市に預けてしまうと返って所有者さんに不利益になって

しまいます。そのような場合、所有者と業者が話をし搬出作業を行っています。

沼本会長

説明事項（3）についてさまざまな意見を頂きましたが、その他ご意見ご質問ありますでしょうか。

それでは、説明事項（3）は以上とします。最後にその他として事務局よりよろしくお願ひします。

事務局 松永

1 1月1日土曜日に高虎楽座がフェニックス通りで開催され同時に農林水産まつりが丸之内商店街のアーケードで開催されることを紹介。

1 1月8日土曜日にまるごと林業体験を白山町内で開催することを紹介。

沼本会長

この後津市で予定されているイベント等あればご紹介いただけますでしょうか。

事務局 稲垣

今後については、環境フェスタ、東京の日本橋の三重テラスでイベントを開催予定です。終わった企画ですが、中勢森林組合さん協力のもと、松菱で林業のイベントを開催しました。

原委員

農林水産部で獣害対策講座を毎年していたと思うのですが、今後農業だけでなく里山など林業が関わってくると思うんですが、一緒にやっていく予定はありますでしょうか。

事務局 稲垣

現在は、農作物を守るという主な目的により行っていますが、里山についても国の方針が変わってきている気がしますので、その際は林業と企画も考えていきたいと思ひます。

沼本会長

それでは、時間になりましたので会議を終了します。ありがとうございました。